

機械・アクセサリーについて

講師： チャトリー・リムポンサイ

投資委員会事務局
投資促進部 1
投資促進特別専門家

機械・アクセサリー

- 機械・アクセサリーの定義
- 機械・アクセサリー輸入に関する審査
- 機械輸入期限
- 機械に関する手続き



機械に関する恩典

- 第28条 奨励者は委員会の認可に基づき機械の輸入関税が免除される。但し、それらの機械は外国製のものと同レベルの品質で国内で製造、組み立てのでき、十分に国内で調達できるものであってはならない。

2

機械に関する恩典

- 第29条 委員会が審査により何れの業種あるいは奨励者の奨励に第28条に基づく恩典を付与するべきではないとした場合、該当の機械に輸入関税を半減または関税の免除を中止することができる。

3

機械・アクセサリーの定義

- 機械とは 工場のアクセサリー、 器具、
道具およびプレハブ工場を組み
立てるパーツを含む工場建設に必要な
機械を含み、奨励事業に必要な機械を
意味する。



4

定義

1/3

工場のアクセサリー、器具、道具およびプレハブ工場
を組み立てるパーツ

- パーツ (Part and Component) とは
 - 機械に構成するパーツや部品で、その一部
のものが外されると機械が機能しなくなるもの
を意味する



5

定義

2/3

工場のアクセサリー、器具、道具およびプレハブ工場
を組み立てるパーツ

- アクセサリー(Accessory)とは 

– 機械を目的通りに使用するためにある
もので、欠けても機械は機能をするが
目的の達成はできないものを意味する。
量産に使用される金型や金型に類似した
機能をする種型 (Master Mould) 、治具
(Jig and Fixture) を含む。

6

定義

3/3

工場のアクセサリー、器具、道具およびプレハブ工場
を組み立てるパーツ

- 道具 (Tool) とは独立して使用されるものまたは機械とともに使用されるものを意味する。 
- 器具 (Implement) とは効率を目的とし、製造工程を支援するために使用されるものを意味する。
- プレハブ工場 (Pre-Fabricated Factor Structure) とは工場を組み立てるためにあり、取り外すことができる既製工場を意味する。 (事務局布告第Por. 1/2546号に基づく)

7

機械・アクセサリ―輸入に関する審査

- 輸入関税免除恩典を使用する機械は
 - 外国製のものと同レベルの品質で国内で製造、組み立てができ、十分に国内で調達できるものであってはならない。

8

機械・アクセサリ―輸入に関する審査

- 輸入関税の免税あるいは減税対象となる機械・アクセサリ―
 - 設計、製造、品質検査、品質管理、製品運送など奨励プロジェクトに実際設置し、使用される機械・アクセサリ―のみ

9

機械・アクセサリ輸入に関する審査

- 直接製造工程に使用されず、必要な機械・アクセサリ
 - 例えば、工場建設、通信、事務機器、省エネルギー、保全、従業員安全、工場内安全保障などに使用される機械は実際使用されるもののみを免税、減税対象の機械・アクセサリとする

10

機械・アクセサリ輸入に関する審査

- 機械のパーツ・アクセサリ
 - 例えば、機械とセットになっており、別に分けることができない機械内にあるねじ、電線などは機械と同様に免税・減税対象とする。

(事務局布告第46/2534号に基づく)

11

機械・アクセサリ輸入に関する審査

• 機械部品輸入関税の免除・減免の審査

- 機械とともに輸入されるか否か問わず奨励証書に定められる期間内に輸入される機械の部品は免税・減税対象とする。また、既存の機械に代替する機械の輸入に関しても免税・減税対象とする。

(事務局布告第8/2535号に基づく)



12

機械・アクセサリ輸入に関する審査

• 機械の状態

- 新品機械はそのまま輸入してもよい
- 中古機械の場合、以下の手続きがある
 1. 後にプロジェクト修正をしない場合、奨励申請の段階に中古機械の使用を示すこと
 2. 機械は製造日より申請日まで10年以内で信頼できる機関による性能保証書を付けること
 3. 10年以上の機械は 完全に使用できる状態に改良(Re-Condition)され、信頼できる機関による性能保証書をつけること



(事務局布告第Por2/2546号に基づく)

13

性能保証書

- 性能保証書とは
 - 信頼できる機関による機械の状態を保証するもので、以下の5点を示すものとする
 1. 改良ステータスあるいは残存寿命評価結果
 2. 製造年
 3. 試運転結果
 4. 環境影響評価および安全基準報告
 5. 検査報告および検査時期、場所



(事務局布告第Por2/2546号に基づく)

14

機械輸入期限

- 機械輸入期限（一般）
 - 2002年10月1日以降申請したプロジェクトについて機械輸入期限は奨励認可日より開始し奨励証書発行日より満30ヶ月になった日までとするが、1回につき1年間、最高3回まで延長が可能とする。
布告Por.1/2548号に基づく
 - 本規定は土地代および運転資金を除く投資資本金が5億バーツ以上のものに適用しない。

15

機械輸入期限

- 2002年10月1日以前申請したプロジェクトについて機械輸入期限は奨励認可日より開始し奨励証書発行日より満24ヶ月になった日までとするが、期限内に機械輸入ができない場合、1回につき1年間、布告第3/2547号に基づく延長を含め、最高3回まで延長が可能とする。

16

金型輸入期限

- 金型および金型部品について
 - 事務局の特別布告第5/2552号に基づき金型および金型部品の輸入期限を2555年までとする



注 機械輸入期限が残っているプロジェクトは金型の輸入期限を延長する必要がない。

17

その他の機械輸入期限延長

- 研究開発あるいは環境汚染予防・解決用の機械輸入は奨励期間内にいつでも輸入できる（布告第1/2548号に基づく）
 - 機械輸入期限が満了した場合、輸入する前に機械輸入期限を延長しなければならない。

18

電子産業の機械輸入期限

- 布告第6/2549号に基づく電子産業は奨励期間に渡り、輸入関税免税で機械を改良し、既存の機械に代替させたり、フル操業したか否か問わずプロジェクト生産力を上げることができる

19

機械リストの作成

1. 機械リストとは
2. 機械リスト作成に必要なデータ
3. データ収集のステップ



20

機械リストとは

- 機械リストとは生産力、製造工程を可能にするプロジェクトに使用される全機械設備とし、以下のものを含む
 - 機械の部品
 - アクセサリー、器具、道具およびプレハブ工場を組み立てるパーツ
 - 金型、金型部品、治具



21

データ収集のステップ

1. 工程別、生産力別機械リストを作成する。
2. 機械毎の部品リストを作成する。
3. 中古機械の性能保証書を用意する。
問い合わせは以下のウェブまで。
<http://www.ifia-federation.org/>
4. 国内で生産できる機械の仕様詳細を用意する。

22

機械に関する手続き (続)

- 機械リスト作成の申請
- 機械関税に代わる銀行保証使用の申請
- 機械の通関命令の申請
- 機械の海外送り出しの申請
- 機械抵当/ハイヤーパーチェスの申請
- 他の目的機械使用の申請
- 機械を他人に使用させる申請
- 機械破壊の申請
- 機械売却/譲渡/寄付の申請
- 機械会計処分の申請



23

機械関税に代わる銀行保証使用の申請

- ケース1 奨励が認可されたが奨励証書が未発行の場合、
奨励回答をした場合のみ事務局が承認する
- ケース2 奨励証書発行済みで、機械リストが未完成または修正中または機械輸入に関するその他の問題がある場合



24

銀行保証使用の申請

- 3つの場合に分けて審査する
 1. 奨励認可が出ていない場合、
 - 銀行保証の使用は不可である。
 2. 奨励認可が出ており、回答をした場合、
 - 機械関税に代わる銀行保証（輸入関税のみ）の使用が許可される
 3. 奨励証書が発行された場合、
 - 機械関税およびVATに代わる銀行保証の使用が許可される

25

銀行保証使用期間延長の申請

- 奨励証書未発行の場合
 - 適切に応じて延長させる
- 奨励証書発行済みの場合
 - 事務局が適切と見た原因に応じて延長させる
 - 機械リスト審査中
 - 輸入期限延長の審査が未完了
 - プロジェクト変更が未完了
 - 事務局が適切と見たその他の原因

26

銀行保証使用の申請手続き

**EMTを通じた申請となっております、
書類の提出一切なし**

27

機械の通関命令の申請

- **通常の機械通関命令** 機械が港湾または空港に到着したとき通常に関税免除・減免の申請手続きをいう
- **関税還付の機械通関命令** 先に支払った機械の輸入関税(関税のみ)を還付請求する申請手続きをいう
- **銀行保証取り消しの機械通関命令** 銀行保証を申請した機械の保証を取り消す手続きをいう
- **修理に送り出した機械の再輸入の通関命令** 修理料金に関する恩典を授受する通関の手続き

28

機械通関命令の申請手続き

EMTを通じた申請となっており、
書類の提出一切なし

29

機械の海外送り出しの申請

- 機械を修理または返品するために送り返すのに必要なときであり、以下の規定となる。
 1. 許可される機械は通関命令または保証取り消し命令を受けたものでなければならない
 2. 海外へ機械を送り返す場合、プロジェクトキャンセルを除き、生産力および製造工程に影響があってはならない。

30

機械の海外送り出しの申請手続き

EMTを通じた申請となっており、
書類の提出一切なし

31

- 機械抵当/ハイヤーパーチェスの申請は以下の規定となる
 1. 抵当/ハイヤーパーチェスを申請するには奨励証書発行済みでなければならない。
 2. 申請される機械は通関命令または保証取り消し命令を受けたものでなければならない。
 3. 抵当の場合は完全に記入された抵当申請書を提出しなければならない。
 4. リースやハイヤーパーチェスの場合は機械の売買契約を添付しなければならない。

32

抵当/ハイヤーパーチェスの申請手続き

書類

抵当/ハイヤーパーチェスを申請する機械の

- ・ 会社のカバーレター
- ・ リース/ハイヤーパーチェス申請書
- ・ 機械抵当申請書
- ・ 通関命令、インボイス、通関報告の写し



B0Iに提出する



書類を受け取る

承認/却下を審査し、通知を発行する

B0Iから会社へ通知する

33

他の目的機械使用の申請

- 他の目的機械使用は非奨励製品を製造するためにプロジェクトの機械の一部を請け負いするときに申請するもので、以下の規定となる。
 1. 会社はすでに操業していなければならない。
 2. 奨励の条件を満たさなければならない。
 3. 請負は奨励製品の生産力に影響があってはならない。
 4. 請負による収入は免税対象にならない。

34

他の目的機械使用の申請手続き

書類

- ・ 会社のカバーレター
- ・ 他の目的/他人機械/金型使用の申請書
- ・ 通関命令、インボイス、通関報告の写し
- ・ 製造工程および対象機械名簿

B0Iに提出する



書類を受け取る

承認/却下を審査し、通知を発行する
注 プロジェクトの生産力、製造工程
を調査する

B0Iから会社へ通知する

35

機械を他人に使用させる申請

- 機械の持ち主（奨励者）のために部品あるいは製品の製造を他人に委託するときに申請するもので、以下の規定となる。
 1. 機械の持ち主に限り部品あるいは製品を製造しなければならない。
 2. 生産力や製造工程プロジェクトの主要内容に影響してはならない。（この部分の機械を他人に使用させると示さなければならない。ない場合、プロジェクトを変更しなければならない。）

注 このような許可はたいてい金型である。

36

機械を他人に使用させる申請手続き

書類

- ・ 会社のカバーレター
- ・ 他の目的/他人機械/金型使用の申請書
- ・ 通関命令、インボイス、通関報告の写し
- ・ 製造工程および対象機械名簿

BOIに提出する



書類を受け取る

BOIから会社へ通知する

承認/却下を審査し、通知を発行する
注 プロジェクトの生産力、製造工程を調査する

37

機械破壊の申請

- 機械の使用年数が5年未満で故障し使用できなくなり、布告第Por. 9/2537号に基づき税負担なしで会計処分をするために申請するもので、以下の規定となる。
 - 故障した機械の種類、数量および故障原因を示し、事務局に書面で提出すること。
 - 破壊し、税負担なしで会計処分をする機械は事務局が商品価値を残さず、奨励者の収入にならないと適切に判断した方法で行わなければならない。
 - 製造工程の生産力が変わらず、または奨励証書における生産力の± 20%でなければ、代替機械がなければならない。

38

機械破壊の申請手続き

書類

- ・ 会社のカバーレター
- ・ 故障した機械名簿およびその原因を示す報告書
- ・ 破壊方法



BOIに提出する
承認/却下を審査し、通知を発行する



書類を受け取る
BOIから会社へ通知する

39

機械売却/譲渡/寄付の申請

- 機械売却/譲渡/寄付の申請はプロジェクトから機械を外すときに申請するもので、以下の規定となる。
 - 製造工程の生産力が変わらず、または奨励証書における生産力の±20%でなければならない。
 - 製造工程は認可されたプロジェクト通りでなければならない。

税負担なしの承認は以下の規定となる

- 機械は輸入日より5年以上の使用年数でなければならない。
- 譲渡の場合、譲渡人と譲渡先は同一の恩典をもっていなければならない。また譲渡先には機械輸入期間が残っていなければならない。
- 寄付の場合、譲渡先は政府機関、政府団体、または事務局が承認する公益機関でなければならない。

40

機械売却/譲渡/寄付の申請手続き

書類

機械売却/譲渡/寄付の

- ・ 会社のカバーレター
- ・ 機械売却/譲渡/寄付の申請書
- ・ 通関命令、インボイス、通関報告の写し

BOIに提出する
承認/却下を審査し、通知を発行する
注 プロジェクトの生産力、製造工程を調査する

書類を受け取る
BOIから会社へ通知する

41

機械会計処分の申請

- プロジェクトに使用されている機械が輸入日より5年以上で税負担なしで会計処分するとき申請するもので、以下の規定となる。
 - 機械は輸入日より5年以上使用年数でなければならない。
 - 奨励証書における条件を満たさなければならない。

42

機械会計処分の申請手続き

書類

機械会計処分の

- ・ 会社のカバーレター
- ・ 機械会計処分の申請書
- ・ 通関命令、インボイス、通関報告の写し

BOIに提出する

承認/却下を審査し、通知を発行する
注 プロジェクトの生産力、製造工程を調査する



書類を受け取る

BOIから会社へ通知する

43



ご清聴ありがとうございました。